72	削除
［73～91　略］	

［２～４　略］

72	(1)　新潟県燕市吉田下中野1567－５　(62.80) (2)　新潟県燕市砂子塚字下川原4955－４　(58.10)	北緯37度40分19秒東経138度53分21秒の地点と北緯37度38分14秒東経138度50分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［73～91　同左］		

［２～４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十八　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～17　略］		
18	削除	
［19～28　略］		
29	削除	
［30～34　略］		

改正前

1　［同左］

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［１～17　同左］		
18	(1)　千葉県柏市豊四季237－１　(71.10) (2)　千葉県柏市大島田字東台509－１　(72.00)	北緯35度52分01秒東経139度56分46秒の地点と北緯35度50分14秒東経140度00分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［19～28　同左］		
29	(1)　埼玉県桶川市大字下日出谷402　(72.80) (2)　埼玉県南埼玉郡白岡町大字篠津字立野1260－１　(52.20)	北緯35度59分33秒東経139度32分45秒の地点と北緯36度00分34秒東経139度35分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度00分44秒東経139度35分38秒の地点と北緯36度00分58秒東経139度36分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度01分04秒東経139度36分26秒の地点と北緯36度01分14秒東経139度36分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［30～34　同左］		